

受入れ時の確認事項

- ◆受入れ事業所 開設から3年以上経過していること
(指定通知届の年月日から3年)
- ◆実習生の入国必須条件として日本語検定N4合格
複数人を受入れの場合は、合格月が同時とは限りません。
- ◆事業所の受入れ人数枠 (企業全体での受入れ人数ではありません)

介護を主とする常勤職員数	1~10人	11~20人	21~30人	31~40人	41~50人	51~100人	101~200人	201~300人	301人以上
受入れ可能人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	10人	15人	常勤職員総数の1/20